

## 第8章 事後調査

### 8.1 事後調査の概要

当該事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、予測の不確実性の程度が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、工事中及び施設等の供用時の環境の状態を把握するための調査（以下、「事後調査」という）を行う。

「事後調査」の対象にしなかったものについても、事業者が事業の実施による周辺環境への影響の程度を把握し、その結果に基づいて適切な環境保全措置を講じることを目的に、工事中及び施設等の供用時に自主的に実施する「環境監視調査」を行う。

事後調査及び環境監視調査の概要を表 8.1-1、表 8.1-2 に示した。

表 8.1-1 事後調査の概要

調査項目	調査内容
赤土等による水の濁り	対象事業実施区域周辺の河川・水路において、工事中及び供用後の降雨時に調査を実施する。
水の汚れ	対象事業実施区域周辺の河川・水路において、供用後に調査を実施する。
陸域生物	植物種については、重要な植物種及び移植後の生育確認を行う。 動物種については、重要な動物種が確認された地点を中心に調査を行う。

表 8.1-2 環境監視調査の概要

調査項目	調査内容
騒音・振動	対象事業実施区域周辺において、工事中に調査を実施する。
地下水の水質	対象事業実施区域周辺の井戸、湧水において、供用後に調査を実施する。
水象	対象事業実施区域で使用する井戸において、供用後に水位測定を実施する。 (1年間)

### 8.2 事後調査

#### 8.2.1 事後調査を行うこととした理由

事業実施による土地改変により、対象事業実施区域内及びその周辺に生息する陸域動植物の重要な種のうち、対象事業実施区域内の環境に依存していると考えられる種が複数確認された。一部の貴重種については移植などの措置を取ることとなったため、環境保全措置が適切に行われているか確認を行う必要がある。

また、土地改変により流出する可能性のある赤土による影響について、ラムサール条約に指定されている名蔵アンパルや名蔵湾、またそれらにつながる河川、水路への影響が考えられるため、赤土等による水の濁りの項目を選定した。

供用後、ホテルなどの宿泊施設の排水、ゴルフ場で散布する農薬による影響を低減するとした環境保全措置が適切に行われているか確認を行うため、水の汚れの調査を行う。

## 8.2.2 事後調査の項目及び手法

事後調査の項目及び方法等は、表 8.2.2-1～表 8.2.2-3 に示す。

表 8.2.2-1 赤土等による水の濁り

調査項目	降雨時における河川及び水路の濁度、浮遊物質量、透視度
調査地点・範囲	事業実施区域周辺の河川及び水路 7 地点
調査時期・期間	工事中：降雨時年 3 回 供用後：降雨時年 2 回（1 年間）
調査方法	降雨時に採水を行い、濁度、浮遊物質量、透視度を測定

表 8.2.2-2 水の汚れ

調査項目	河川及び水路の生活環境項目、栄養塩類項目、一般性状項目、農薬項目
調査地点・範囲	事業実施区域周辺の河川及び水路 7 地点
調査時期・期間	供用後：年 1 回（3 年間）
調査方法	「水質調査方法」に準拠した方法で採水、持ち帰り後分析を行う

表 8.2.2-3 陸域動植物

調査項目	①貴重な植物種の生育確認 ②移植した植物種の生育確認 ③貴重な動物種の生息確認
調査地点・範囲	①現地調査において貴重な植物種の確認された地点 ②植物種を移植した地点 ③現地調査において貴重な動物種の確認された地点及びその周辺
調査時期・期間	①年 2 回（工事中及び供用後 3 年間） ②年 1 回（工事中及び供用後 3 年間） ③年 2 回（工事中及び供用後 3 年間）
調査方法	踏査法により、目視による確認を行う。

### 8.3 環境監視調査

事後調査とは別に、事業の実施による周辺環境への影響の程度を把握し、その結果に基づいて適切な対策を講じるための環境監視調査を実施する。

環境監視調査を実施する項目及び内容等は以下のとおりで、環境監視調査の結果は、環境保全措置の検討等のために、必要に応じて専門家等の指導・助言を受けることとする。

#### 8.3.1 環境監視調査の項目及び方法

環境監視調査の項目及び方法等を、表 8.3.1-1～表 8.3.1-5 に示す。

表 8.3.1-1 騒音・振動

調査項目	環境騒音・振動、建設機械騒音・振動、資機材の搬入車両による騒音・振動
調査地点・範囲	対象事業実施区域周辺の 4 地点 (環境騒音・振動 2 地点、建設機械及び資機材の搬入車両による騒音・振動 2 地点)
調査時期・期間	工事中：1 回
調査方法	測定地点に騒音計、振動計を設置し測定

表 8.3.1-2 地下水の水質

調査項目	井戸または湧水中の、一般性状項目、栄養塩類項目、農薬項目
調査地点・範囲	対象事業実施区域内及びその周辺の井戸 1 地点、湧水 1 地点
調査時期・期間	供用後：年 1 回 (3 年間)
調査方法	「水質調査方法」に準拠し、採水、持ち帰り後各項目の分析を行う

表 8.3.1-3 水象

調査項目	地下水の水位
調査地点・範囲	対象事業実施区域周辺の井戸 1 地点
調査時期・期間	供用後：1 年間
調査方法	井戸の水位の測定を行う